

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### I 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和41年6月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	蘭越町	職員数* (H19. 4. 1現在)	3
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

#### 2 財政指標等

資本金	170円（H18）	公営企業債現在高（百万円）	501
累積欠損金（百万円）		利益剰余金又は積立金（百万円）	
不良債務（百万円）		財政力指数*	0.193
資金不足比率（%）		実質公債費比率*（%）	17.4
		経常収支比率*（%）	82.8

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	蘭越町長 宮谷内 留雄
既存計画との関係	蘭越町集中改革プラン(H17～H21)
公表の方法等	広報らんこし、蘭越町ホームページ、3月定例議会で説明
基本方針	地方公営企業を取り巻く環境は、地方分権や行財政改革の推進など、近年大きく変化している。こうした状況の中、経営の効率化・健全化の推進を図りながら、公的なサービスの維持・住民福祉の向上に努めるため事務事業の見直しを絶えず行っていかなければならない。そうした時代の変化に柔軟に対応しつつ、経営の改善、給水方法の見直しなど一層の経営努力に努め、計画の推進に向け取り組む。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	45	144	81	270
	補償金免除額	7	30	14	51
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	45,569	143,751	80,977	270,297
合 計 (A)		45,569	143,751	80,977	270,297
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		45,569	143,751	80,977	270,297

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本町は、広大な面積の中、集落が点在しているため給水区域が広範囲であり、更には、施設・水道管の老朽化による維持補修・管理に膨大な費用を要している。しかしながら、給水人口が減少し、料金収入が見込めない中で料金の改定も考慮しなければならないが、近隣町村と比較して高料金の水準にあるため、住民の理解を得るのは難しい状況である。そのような状況ではあるが、水道事業は、住民生活に欠くことのできない極めて公共性の高い事業であり、常に安全で安定的な水の供給をする責務があることから、一層の経営努力、経費の削減に努めていかなければならない。</p>
経営課題	<p>課題 ① 料金水準の適正化</p> <p>受益者負担の原則から、料金水準の適正化、見直しを検討し、一般会計からの繰入金金の縮小に努めたい。しかしながら、近隣町村と比較して高料金の水準にあるため、住民の理解を得るのは難しい状況である。</p>
	<p>課題 ② 起債発行の抑制</p> <p>繰上償還による効果が5年間で22百万円を見込めるが、今後も地方債の発行は必要最小限とし、負債の減少に努めていく。</p>
	<p>課題 ③ 業務の委託について</p> <p>現在、検針業務及び水質試験・検査業務については業務委託を行っているが、その他のものについては取扱件数が少なく、委託によりコストが割高になるため、導入を見送っている状況である。</p>
	<p>課題 ④ 事務事業の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最小の経費で最大の効果を上げるよう経営改善の徹底を図る。</li> <li>・ 経費の徹底的な見直しにより、収益的収支比率の回復に努める。</li> </ul>
	<p>課題 ⑤ 給与水準の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退職者の不補充により、人員の合理化、適正配置に努める。</li> <li>・ 給与については、独自削減を早期から進めており、今後も削減を継続する見込みである。</li> </ul>
留意事項	<p>水道事業は国庫補助及び繰出基準以外の経費については、料金により補うという経営の原則に基づいて運営されるべきであるが、地理的条件等により資本費が割高なため高水準の料金設定となっている。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)		160	141	124	119	112	111	108	103	101	99
	(1) 営 業 収 益 (B)		107	105	103	102	98	99	98	96	94	92
	ア 料 金 収 入		106	104	102	101	97	98	97	95	93	91
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	(2) 営 業 外 収 益		53	36	21	17	14	12	10	7	7	7
	ア 他 会 計 繰 入 金		53	36	21	15	11	12	10	7	7	7
	イ そ の 他					2	3					
	2 総 費 用 (D)		117	99	88	88	87	78	71	57	54	53
	(1) 営 業 費 用		78	63	55	57	58	52	52	45	45	45
ア 職 員 給 与 費		50	38	28	26	24	24	24	17	17	17	
うち退職手当												
イ そ の 他		28	25	27	31	34	28	28	28	28	28	
(2) 営 業 外 費 用		39	36	33	31	29	26	19	12	9	8	
ア 支 払 利 息		39	36	33	31	29	26	19	12	9	8	
うち一時借入金利息												
イ そ の 他												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		43	42	36	31	25	33	37	46	47	46	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		35	37	33	29	27	112	173	57	12	14
	(1) 地 方 債			3				81	144	45		
	(2) 他 会 計 補 助 金		15	29	21	21	24	23	21	6	6	8
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金											
	(6) 工 事 負 担 金		20	5	12	8	3	8	8	6	6	6
	(7) そ の 他											
	2 資 本 的 支 出 (G)		85	76	71	62	52	145	210	103	59	60
	(1) 建 設 改 良 費		35	37	28	21	8	19	19	18	18	18
うち職員給与費												
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		50	39	43	41	44	126	191	85	41	42	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 50	△ 39	△ 38	△ 33	△ 25	△ 33	△ 37	△ 46	△ 47	△ 46	

(単位:百万円, %)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	-7	3	-2	-2	0	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	9	2	5	3	1	1				
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	2	5	3	1	1	1	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)										
実 質 収 支	2	5	3	1	1	1	0	0	0	0
黒 字 (P)										
(N)-(O)										
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )										
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	95.8	102.2	94.7	92.2	85.5	54.4	41.2	72.5	106.3	104.2
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	107	105	103	102	98	99	98	96	94	92
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)										
積 立 金 現 在 高										
企 業 債 現 在 高	666	630	587	546	501	456	409	369	327	285
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	666	630	587	546	501	456	409	369	327	285
うちその他に係るもの										

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	53	36	21	15	11	12	10	7	7	7
うち基準内繰入金	34	30	21	15	11	12	10	7	7	7
うち基準外繰入金	19	6								
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの	19	6								
資 本 的 収 支 分	15	29	21	21	24	23	21	6	6	8
うち基準内繰入金	15	23	21	20	22	23	21	6	6	8
うち基準外繰入金		6		1	2					
うち赤字補てん的なもの		6		1	2					

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	79.7	96.3	92.7	88.6	80.8	57.8	42.9	76.3	114.8	112.5	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	95.8	102.2	94.7	92.2	85.5	54.4	41.2	72.5	106.3	104.2	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	33.1	25.5	16.9	12.6	9.8	10.8	9.3	6.8	6.9	7.1
	うち基準内繰入金 (%)	64.2	83.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準外繰入金 (%)	35.8	16.7								
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)	100.0	100.0								
	資本的収入分 (%)	42.9	78.4	63.6	72.4	88.9	20.5	12.1	10.5	50.0	57.1
	うち基準内繰入金 (%)	100.0	79.3	100.0	95.2	91.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準外繰入金 (%)		20.7		4.8	8.3					
	うち赤字補てん的なもの (%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価(円/m) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/m) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負担の公平性の観点から滞納整理の一層の強化に努め、料金収入の確保に努める。</li> <li>・下水道の加入率を向上させ、水需要を促進し収入の増加を図る。</li> <li>・受益者負担の適正化を図るため使用料の見直し等を含め検討する。</li> </ul>
2 他会計繰入金の見込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繰上償還の効果により、繰入額が減額となる。</li> <li>・独立採算による水道事業を維持することは困難であり、基準に基づいた繰り入れを行う。</li> <li>・工事負担金については、道路改良に伴う水道管移設であり、原因者負担の原則から一般会計から繰入する。</li> </ul>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	老朽化による水道管布設替えについて検討しているが、現在、大規模改修の予定はない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料の改正については、検討していかなければならないが、現段階では、据え置きとした。使用料の増加が望めないことから、更なる事務事業の見直し、職員の意識改革を含めた徹底的な経営努力により経費の削減に努め、経営の安定化を進める。</li> <li>・維持管理費の改善額については、主に緊急性のある水道管布設替工事を実施するよう検討していく。</li> </ul>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公務員の職員数の純減の状況</li> <li>○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</li> <li>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</li> <li>◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</li> <li>◇ 福利厚生事業のあり方</li> </ul> </li> </ul>	<p>集中改革プランにおいては、退職者3名に対し採用者1名とし、職員数の純減を行っている。平成15・16年度は新規採用を見送っており、各1名の減となっている。これに伴い平成17年度全会計における職員数は143名で計画最終年の平成22年度には120名の職員数を見込んでおりプラン達成が見込まれる。また、簡易水道特別会計としても平成15年・16年は新規採用を見送っており、現在3名の職員数であるが将来的に1名減の2名体制での対応となる予定である。</p> <p>職員数の純減とともに総人件費の抑制を図るため、給与の独自削減を早期から進めてきた。職員給においては、平成15・16年度に定期昇給を凍結し、平成17年度からは一律4.5%の削減を行っている。職員手当においては、月額給料の削減分を手当に反映させることとするほか、時間外勤務手当の上限の引下げ、期末勤勉手当の役職加算の廃止、期末手当の支給率の削減等を行っている。</p> <p>平成17年度から給料月額を4.5%削減しているが、平成18年度からの国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しにおいては、国の給料表に準拠しながらも、号俸の切替による減額補償は行わず、また号俸の切替において引下げ率が4.5%に満たない場合にあっては4.5%の減額率で支給している。なお、本町では、地域手当を支給していない。</p> <p>技能労務職の総人件費を抑制するため、平成17年度から退職補充を最小限に止めながら、現業部門における直営の規模を縮小している。技能労職の採用・退職者数の状況については、毎年7月の町広報誌の別冊、及び町ホームページの中で公表し、住民の理解を求めている。</p> <p>行政改革による職員定数の削減の観点から、勸奨退職を勧めるに当たっての環境整備のために特例的に退職時特別昇給を実施しているが、平成21年3月までに廃止する。</p> <p>市町村共済組合については各会計で負担している。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</li> <li>○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検針業務については、委託によりコストの縮減が図られている。</li> <li>・事業の執行については、必要最小限のものとし、物件費の抑制に努める。</li> <li>・老朽管の敷設替えなどの事業についても、可能な限り先延ばしをしている。</li> </ul> <p>特になし</p>



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保  <input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあつて は、コスト等に見合った適正な料金水 準への引き上げに向けた取組	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入  <input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報 公開  <input type="checkbox"/> 行政評価の導入	<p>・事務事業の見直しを絶えず行い、財務状況を広く町民へ周知するとともに、町HPなどでの公開を進めている。</p> <p>・事業経費・水道料金等、事業実施体制などの情報提供を行っている。</p> <p>事務事業の評価についても試行的に行っているが、今後は、これらの評価手法の精度を高め、評価の成果を幅広く活かすとともに、住民等に公表できるよう努めていく。</p>
5 その他	<p>事務処理については、電算によるシステム化が必要であると考えているが、老朽化した施設の維持等が優先され、財源の確保が非常に困難な状況にあるため、先送りとなっている。</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員数については、平成21年度に1名削減を見込んでいる。</li> <li>・町独自の給与削減により、国や他町村と比較して抑制されており、今後も低水準を維持していく。</li> </ul>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経常経費の削減を進め、有収水量の維持・増加に向けた取組、料金水準の適正化や滞納額の減少に努め、一般会計からの繰入金金の縮小に向け経営努力を進める。</li> </ul>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本的支出の基準外繰出しについては、道路改良工事に伴う水道管移設経費であり、一般会計からの負担金により行われているため、簡水会計の実質的な支出はない。</li> </ul>
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道事業には、絶えず安全で良質な水を安定して供給していかなければならない責務がある。そのため、施設を常に良好な状態に保ち、漏水の防止や水質の悪化を防ぐなどの対応に取り組んでいかなければならないと考えている。</li> <li>・業務委託の検討や、事務処理の電算化による効率化を検討する。</li> </ul>

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:千円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
<b>【収入の確保】</b>													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化)※1												
	未収金の徴収対策												
	改善額												
2、3	一般会計負担金の額	67,926	65,198	42,507	36,832	34,577		35,000	32,000	13,000	13,000	15,000	
	改善額(負担金の確保等)	9,593	2,728	22,691	5,675	2,255	42,942	-423	3,000	19,000	0	-2,000	19,577
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他( )												
	改善額												
<b>【経費の削減】</b>													
職員給与費の適正化													
1	職員給与費(退職手当以外)	49,663	38,185	27,450	25,915	24,626		24,000	24,000	17,000	17,000	17,000	
	改善額	802	11,478	10,735	1,535	1,289	25,839	626	626	7,626	7,626	7,626	24,130
	給与水準												
	改善額												
	その他( )												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
1	職員数(人)	5	4	3	3	3		3	3	2	2	2	
	増減数(人)		-1	-1						-1			
4	維持管理費等	27,842	25,840	27,180	31,003	33,901		28,337	28,195	28,054	27,913	27,778	
	改善額(適正化)	-4,401	2,002	-1,340	-3,823	-2,898	-10,460	5,564	5,706	5,847	5,988	6,123	29,228
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他(繰り上げ償還による効果)												
	改善額												0
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	666,481	629,762	586,888	545,558	501,318		456,491	409,223	369,033	327,525	285,050	
	増減	-50,311	-36,719	-42,874	-41,330	-44,240		-44,827	-47,268	-40,190	-41,508	-42,475	
							計画前5年間改善額 合計						15,379
													改善額 合計
													72,935
													(参考) 補償金免除額
													51,000

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5
年間総有収水量(千m <sup>3</sup> )	457	458	453	463	426	451	451	451	451	451
公称施設能力(m <sup>3</sup> /日)	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550
1日最大配水量(m <sup>3</sup> /日)	2,115	2,131	2,224	2,151	2,237	2,171	2,171	2,171	2,171	2,171
最大稼働率(%)	82.9	86.8	87.2	84.3	87.7	85.1	85.1	85.1	85.1	85.1
供給単価(円/m <sup>3</sup> )	233	227	226	219	229	217	215	210	206	201
給水原価(円/m <sup>3</sup> )	364	303	289	279	308	274	270	246	246	243

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。